

令和 7 年 12 月 25 日

令和 7 年度第 9 回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和7年12月25日（木）

午後1時30分開会～午後3時55分閉会

2. 場 所

大崎市鳴子公民館 1階ホール

3. 審議事項

報告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告 2 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報告 3 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について

報告 4 農地法第5条第1項の規定による許可申請の返戻届について

報告 5 大崎市農地賃借料情報について

議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第43号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について

4. 協議事項

1) 企画

報告（1） 令和7年度第2回一日女性農業委員会について

5. 出席農業委員(24名)

1番 菅原ひろみ 委員	2番 小野寺正晃 委員
4番 中本奈美 委員	5番 白川知則 委員
6番 高橋順子 委員	7番 佐々木ひろ子 委員
8番 櫻井正幸 委員	9番 斎藤真理子 委員
10番 菅原清一 委員	11番 佐々木正彦 委員
12番 下山信行 委員	13番 高橋英理子 委員
14番 只埜和臣 委員	15番 鈴木至 委員
16番 佐藤裕之 委員	18番 佐々木俊通 委員
19番 佐々木大 委員	20番 中森昭悦 委員
21番 中鉢守 委員	22番 菅原まり子 委員
23番 今野久男 委員	24番 中條泰洋 委員
25番 熊谷安正 委員	26番 佐々木政直 委員

6. 出席農地最適化推進委員(3名)

2番 佐々木 恵 美 委員 4番 加 藤 栄 幸 委員
19番 高 橋 良 委員

7. 欠席委員(2名)

3番 布 塚 幸 子 委員 17番 佐 藤 伸 幸 委員

8. 遅刻委員(1名)

9番 齋 藤 真理子 委員

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

事務局長	竹 内 満 博	事務局次長	三 浦 伸 一
事務局長補佐	星 充 浩	事務局長補佐	桑 添 滋 行
主幹兼係長	石 垣 佳 子	主幹兼係長	湯 山 栄 大
主事	門 脇 啓 太	主事	鈴 木 聖 己
主査	千 葉 浩 汰	再任主査	相 澤 勝 博
主事	佐 野 敏 光		

午後1時30分開会

事務局(桑添事務局長補佐)

ただいまから、令和7年度第9回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(桑添事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

佐々木会長、よろしくお願ひいたします。

議長(佐々木政直会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、3番布塚幸子委員、17番佐藤伸幸委員であります。また、9番齋藤真理子委員より遅刻の届出があります。

出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和7年度第9回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定について、お諮りいたします。会期を本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。11番佐々木正彦委員、12番下山信行委員にお願いいたします。

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

[業務報告]

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星事務局長補佐）

[報告1～5の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告5の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入れます。議案第41号「農地

法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」番号149から189までの41か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第41号番号149から189までの41か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

質疑に入る前に、令和7年12月21日に番号155の農地について現地調査をして、その状況報告をさせていただきます。今回の申請については、自家消費用農地取得ということで、土地の面積は850m²、場所的には山林に囲まれた一角でした。現地調査の結果、農地として利用できることを確認してまいりました。

以上、報告です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま報告いただきましたが、そのほか質疑ございませんか。15番委員。

15番（鈴木至委員）

休憩お願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

[午後1時50分から午後1時55分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。議案第41号番号152に関連して質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ、そのほか質疑を承りたいと思います。質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号178と179について伺います。譲受人が市外の方ですが、今回新規参入ということで、こちらの営農計画について確認をしたいです。説明をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

こちらの譲受人については、大崎市古川出身で、現在、議案書の住所に在住しております、今回申請した農地の近くに移住する計画です。作物については、息子夫婦がブルーベリー栽培をしており、こちらの農地でも、ブルーベリー栽培をはじめ果樹栽培を行っていきたいと伺っています。面積上、基準以上の面積ですので、新規参入という表現をしていますが、実際の作物については、自家消費や地域の方々へ配ると伺っています。また、こちらの農地については、元々譲渡人が知り合いということで、この農地を譲り受けことになったと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

実際にブルーベリーを栽培するということで、地目は田になっているが、今まで水稻等を作付けされていたのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

今年の状況では、自己保全管理というような状況がありました。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

番号185から187について伺います。同じ譲受人ですが、賃借期間が1年とは何か理由があるのでしょうか。申請事由が規模拡大なのですが、1年というのは規模拡大にそぐわないと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

賃貸借になりましたので、自動更新という形にはなります。

21番（中鉢守委員）

お互いの合意であれば自動更新ですが、なぜ1年なのかということをお伺いしたいです。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

こちらで把握している状況は、譲受人の契約については1年で契約する内容で行っていると伺っています。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

地域事情ですが、規模拡大したいという譲受人の話は聞いています。現在、道路工事が行われている状況で、詳細は定かではありませんが、その近辺の土地ということで、単年契約になっているのではないかと思っています。今後、状況が固まれば、長期契約になる可能性もあると考えています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

どのような法人なのか、一旦整理した方が良いかと思います。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

[午後2時から午後2時10分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。そのほか質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第41号番号149から189までの41か件について

て、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第41号番号149から189までの41か件について、許可と決定いたします。

次に、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号89から105の17か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。11番委員。

11番（佐々木正彦農地委員長）

12月24日水曜日午前9時から、農業委員6番委員、7番委員、8番委員、推進委員2番委員、4番委員、19番委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので報告いたします。

番号89から91を6番委員お願ひいたします。

6番（高橋順子委員）

番号89を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル158枚の設置です。申請地周辺の状況は、宅地と畠に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、おむね500m以内に鉄道の駅の施設が存在する第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に番号90を報告いたします。転用目的は、通路、住宅の一部、物置の一部、物置の設置です。申請地周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、既に住宅の一部として、また物置の一部となっており、物置、プロパンガス等、必要な施設もありました。また、碎石が敷設していました。一部に燃えない粗大ゴミのようなものがたくさん置いてありました。農地区分は、おむね10ha以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、既存施設の拡張に

係る部分の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないもので、既存施設に接続して整備するものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響がないと判断されます。なお、現地確認の結果、住宅の一部と物置の一部として利用されており、無断転用に該当するものと思われます。

続きまして、番号91を報告いたします。転用目的は、貸家住宅1棟、駐車場3台分の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と畠に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水は側溝に、汚水は浄化槽に流す計画で、周辺農地への影響がないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号92と93については関連案件でありますので、併せて報告いたします。7番委員お願ひいたします。

7番（佐々木ひろ子委員）

番号92を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル設置工事のため利用する工事進入路の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と田畠に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響がないと判断されます。

次に番号93を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル176枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と田畠に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響がないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号94から96を2番推進委員お願ひいたします。

2番（佐々木恵美推進委員）

番号94を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル176枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、水稻が作付けされており、刈取り後の状態でした。農地区分は、10haに満たない小集団の

生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。

次に番号95を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル176枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、水稻が作付けされており、刈取り後の状態でした。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。

続いて番号96を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル148枚の設置です。申請地周辺の状況は、畑と太陽光発電パネルに囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号97から99を19番推進委員お願ひいたします。

19番（高橋良推進委員）

番号97を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル144枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に番号98を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル140枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、畑の状態で管理されていました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

続いて、番号99を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場3台分、庭・通路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は側溝、汚水は公共下水道へ流す計画で、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号100を7番委員お願いいたします。

7番（佐々木ひろ子委員）

番号100を報告いたします。転用目的は、農業用倉庫、駐車場、その他通路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、既に綺麗に整地されて、畑としての確認はされませんでした。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、農業用施設等が設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。申請地以外の周辺に田畠はないため、周辺への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、既に整地されており、無断転用に該当するものと思われます。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号101から103を8番委員お願いいたします。

8番（櫻井正幸委員）

番号101を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル144枚の設置です。申請地周辺の状況は、田畠に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、長い間管理されず、雑草が繁茂している状態でした。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に、番号102を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル132枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。

続きまして、番号103を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル132枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と田畠に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、雑草が繁茂している状態でした。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号104と105を4番推進委員お願いいたします。

4番（加藤栄幸委員）

番号104を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル132枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と山林と田畠に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、野菜が作付けされておりました。農地区分は、周辺の農地との一体性を確認できない10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に番号105を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル180枚の設置です。申請地周辺の状況は、田畠と鉄道用地に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

以上で現地調査報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第42号番号89から105までの17か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号100について伺います。既に整地済みとのことで、詳しい説明をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地については、令和7年6月に申請人の夫が既に他界をしているのですが、申請人の夫が、令和7年3月頃、傾斜地のため、切土と盛土で整地を行ってしまったとのことで農地法の許可を得ないまま、整地を行ってしまったと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

整地という言葉自体が、何らかの作物を作ろうと思い整地をした場合と、他の

利用を目的とした整地をするという言葉があるかと思うのですが、どちらを目的として整地をされたのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

その場所は、綺麗に平らになっています。どちらの目的で整地を行ったかについては、既に行った方が他界しているので、確認ができない状況となります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

私も田んぼを管理しており、整地とは作物を作付けする前提で行うものと理解しています。今回の案件では、無断転用かどうかを判断する基準が明確でないことに加え、理由もはっきりしていません。調査員の報告では「整地をした」という事実のみであり、これだけでは無断転用と判断するには不十分ではないでしょうか。もう少し詳細を確認し、判断材料を整理してから進めるべきと考えます。

以上です。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

[午後2時30分から午後3時まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。14番委員。

14番（只埜和臣委員）

2番委員から最初に質問がありました、事務局、地元委員から説明がありました。その結果、無断転用には当たらないということで、まとめたいと思います。

以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま14番委員にまとめていただきました。番号100については、無断転用に当たらないというようなまとめをいただきました。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

番号90について伺います。無断転用と報告を受けましたが、無断転用となつた経緯を地元委員並びに事務局からの説明を求めます。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

[午後3時から午後3時15分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。14番委員。

14番（只埜和臣委員）

番号90について、まとめたいと思います。5番委員から質問があり、地元委員、事務局からも説明がございました。無断転用ということで、譲渡人により、顛末書の提出を求めたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの14番委員の意見に、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

番号95について伺います。太陽光発電パネルの面積455m²に対して、管理用通路985m²ですが、どのように使うのか、説明をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地の面積1,440m²となっており、太陽光発電パネルが455m²となっております。申請地は、本来1枚の大きな圃場でしたが、今回必要な部分を分筆し、転用申請を行っています。太陽光発電パネルの設置に際しては、パネル同士が日陰にならないよう一定の間隔を確保する必要があります。本計画では、太陽光発電パネルの設置角度を20度とし、太陽光発電パネル間の距離を3.2mから4.2m（通常は4m前後）確保することで、日影が生じないよう配慮しています。その結果、

太陽光発電パネル設置面積よりも太陽光発電パネル以外のスペースの方が多くなるため、当該スペースを管理用通路として計上しています。

議長（佐々木政直会長）

5番委員、よろしいでしょうか。

5番（白川知則委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

番号103について伺います。位置図で見ると、太陽光発電パネル設置場所の中 心部にNTTの高圧電線が来ているのですが、この案件については、NTTの了解を得ていることによろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

こちらの計画については、敷地内に既存の鉄塔があります。配置図のとおり、 鉄塔の中ほどまで、フェンスを張り巡らせており、鉄塔には影響のないような形 で、フェンスを張り巡らせております。また、20ページの配置図（位置図）で は、面積に対して太陽光発電パネルが少し偏っているように見えますが、南側に、 NTT柱や電柱、引込み柱など、非常に多くの支柱が立っている箇所となっていま す。これらの影を計算する必要があり、影の影響を考慮した結果で、太陽光発電 パネルを敷地の中央寄りに配置することが最も効率的となっています。

議長（佐々木政直会長）

5番委員、よろしいでしょうか。

5番（白川知則委員）

私の質問は、NTTの了解を得ての工事なのかという質問となります。将来的に 何かしらNTTで工事するときに、この太陽光発電パネルが邪魔だとならなければ いいのですが、NTTから了解を取った上での着工を進めていただきたいと思いま す。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第42号番号89、91から105の16か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である議案第42号番号90の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第42号番号89、91から105までの16か件について許可相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である議案第42号番号90の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付し、県に進達いたします。

ここで暫時休憩いたします。

[午後3時20分から午後3時30分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議案第43号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について」番号316から324までの9か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号316から324までの9か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号316から324までの9か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第43号番号316から324までの9か件について同意し、
公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。これで審議事項を終了いた
します。

それでは、次第の8協議事項に入ります。企画の報告（1）「令和7年度第2回
一日女性農業委員会について」企画広報委員長より説明願います。21番委員。

21番（中鉢守企画広報委員長）

令和7年度第2回一日女性農業委員会の報告をさせていただきます。23番委
員、お願ひいたします。

23番（今野久男委員）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま23番委員から説明がありました。何か確認しておきたいことはござ
いませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（1）「令和7年度第2回一日女性農業委員会について」
は終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いいたします。

事務局（竹内事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

最後に事務局、委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。1番委員。

1番（菅原ひろみ委員）

[女性農業委員会研修について報告]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、報告並びに連絡事項はございませんか。15番委員。

15番（鈴木至委員）

今月初めに農地の売買に関する相談を受けました。農地中間管理機構を通じた売買を検討しましたが、今年度の受付枠が既にいっぱいとのことで、来年度の対応になると回答をいただきました。その他地域でも同様な案件を聞いております。農地の集積という意味での憂慮されるべきと思いますので、円滑な対応をしていただきたいと思います。説明をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（竹内事務局長）

現在、農地中間管理機構を利用した受付が停止しております。8月15日付で、公益社団法人みやぎ農業振興公社から「今年度の予算が既になくなつたため受付できない」旨の事務連絡文書が通知されました。これを受け、大崎地域農業委員会連合会の会長名で、公益社団法人みやぎ農業振興公社に対して、要望書を提出いたしました。内容は事業の継続と、他県と比較して、予算配分が少ない現状も踏まえた、来年度に向けて予算をつけてくださいということで、要望書の方を提出させていただいております。

11月17日に要望書を提出し、12月に公益社団法人みやぎ農業振興公社から回答がありました、「改善に向けて努力する」という内容にとどまり、具体的な改善策は示されませんでした。

今後は、受付枠の拡大を求め、制度が停止する前に円滑に手続きを進められるよう対応してまいります。

議長（佐々木政直会長）

15番委員、よろしいでしょうか。

15番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、連絡事項等ございませんか。

事務局（星事務局長補佐）

[事務連絡]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、連絡事項ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。大変長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げたいと思います。これをもちまして議長の座を降りさせていただきます。本日は、大変誠にありがとうございました。

事務局（桑添事務局長補佐）

それではこれをもちまして、令和7年度第9回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

午後3時55分閉会

大崎市農業委員会會議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和7年12月25日

会長 佐々木 政直

委員 佐々木 正彦

委員 下山 信行